

様式第3号（第10条関係）

消 防 用 設 備 等 設 置 計 画 届 出 書 （表）

西宮市火災予防条例第45条の規定に基づき、次のとおり消防用設備等（特殊）		届出者（建築主） 住 所 兵庫県西宮市六湛寺町1番1号		確認申請書第二面【建築主】の内容を記載してください。	
確認申請書第二面【代理者】の内容を記載してください。		氏 名 株式会社西宮 電 話 代表取締役 西宮 太郎			
代理者氏名 株式会社鳴尾建築事務所 鳴尾 一郎		電 話 0798-12-3456			
地名・地番 西宮市鳴尾町一丁目1番1号		防火地域 防火・準防火・指定なし		地域、工事種別は確認申請書第三面の内容を記載してください。	
申請部分 申請外部分 合 計		用途地域 近隣商業地域			
積 1000.0㎡ 0㎡ 1000.0㎡		工事種別 新・増・改・用変・修繕・模様替			
積 100.0㎡ 0㎡ 100.0㎡		種 別 品 名 ・ 数 量 ・ 内 容 等			
積 500.0㎡ 0㎡ 500.0㎡		貯蔵取扱 危険物・少量危険物指定可燃物・LPG等高圧ガス 変電・発電設備等		変電設備80kw ※該当無い場合は「なし」と記載する。	
構造、耐火建築物、高さ、棟の工事種別、階別、床面積、用途は確認申請書第四面の内容を記載してください。		RC造 耐火建築物 ☒ 耐火 ☐ 準耐火（1-1.2・1-1.2） ☐ その他			
建築物の高さ 棟の工事種別 建築物名称		18.0m 新築 (仮称) 六湛寺町PJ		用途 共同住宅 令別表第1(5)項	
工事着手日 令和5年5月1日		工事完了日 令和5年12月2日		省令第40号適用 ☐ 受ける ☒ 受けない	
階 別 1階 2階 3階 4階 5階 階合 計		申請部分 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 500.0㎡			
申請外部分 0㎡ 0㎡ 0㎡ 0㎡ 0㎡ 0㎡		合 計 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 100.0㎡ 500.0㎡			
用途 駐車場 共同住宅 共同住宅 共同住宅 共同住宅 共同住宅		収容人員 0人 5人 5人 5人 5人 20人			
内装・普・無 難・普・無 難・普・無 難・普・無 難・普・無 難・普・無		階段設置数 特避 () 外避 () 内避 () 告7 () 屋外 () 屋内 (1)		法令に基づき設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等 消火器、自動火災報知設備、避難器具（避難はしご）、屋内消火栓設備（任意）	
非常電源（専用受電 自家発電 蓄電池 燃料電池）		中間検査 ☐ 受ける 非常開放面格子 ☐ 設置		階段の数を記載してください。	
※下欄は、記入		消防用設備に係る非常電源を設置する場合に○してください。（建築設備含まない） スプリンクラーや屋内消火栓設備、省令第40号適用などの場合に中間検査 ☒ してください。		収容人員は消防法施行規則第1条の3のとおりに算定してください。	
管轄区域 西宮 北夙川 鳴尾 近 瓦木 甲東 北 山口		決 市		況	
処 審		日		号	
項		記載不要		号	
合 計		㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 宅 ㎡ ㎡ ㎡		㎡	

(裏)

特記																															
記入上のご注意																															
・ 消防同意審査欄には記入しないでください。 ・ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に該当するもので、専用住宅及び長屋住宅を除いたすべての建築物について記入してください。 ・ 「貯蔵取扱い」欄は、該当するものを「○」印で囲み、その容量等を記入してください。 ・ 予定収容人員の算定は、消防法施行規則第1条の3によるほか、各階毎に算定し難い場合は、合計を記入してください。 ・ 「内装・普・無窓階判定」は、壁及び天井の室内に面する部分を難燃材料で仕上げる場合は「難」に○を記入してください。また、無窓階に該当する階にあっては「無」、普通階にあっては「普」に○を記入し、普通階・無窓階算定書を添付してください。 ・ 「階段設置数」は、設置する階段の数を記入してください。「特避」は特別避難階段、「外避」は屋外避難階段、「内避」は屋内避難階段、「告7」は平成14年消防庁告示第7号に該当する屋内避難階段、「屋外」は屋外直通階段、「屋内」は屋内直通階段を示します。 ・ 設置を計画する消防用設備等を下記により記入してください。<table><tr><td>消火設備</td><td>消火器</td><td>屋内消火栓設備</td><td>スプリンクラー設備</td><td>水噴霧消火設備</td><td>泡消火設備</td></tr><tr><td></td><td>不活性ガス消火設備</td><td>ハロゲン化物消火設備</td><td>粉末消火設備</td><td>屋外消火栓設備</td><td>動力消防ポンプ設備</td></tr><tr><td>警報設備</td><td>自動火災報知設備</td><td>ガス漏れ火災警報設備</td><td>漏電火災警報器</td><td>消防機関へ通報する火災報知設備</td><td>非常警報設備（非常ベル・サイレン・放送設備）</td></tr><tr><td>避難設備</td><td>避難器具（避難はしご・救助袋・緩降機・その他）</td><td>誘導灯</td><td>消火活動上必要な施設</td><td>消防用水</td><td>排煙設備</td></tr><tr><td></td><td>連結散水設備</td><td>連結送水管</td><td>非常コンセント設備</td><td>無線通信補助設備</td><td></td></tr></table>		消火設備	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	泡消火設備		不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	警報設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報知設備	非常警報設備（非常ベル・サイレン・放送設備）	避難設備	避難器具（避難はしご・救助袋・緩降機・その他）	誘導灯	消火活動上必要な施設	消防用水	排煙設備		連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	無線通信補助設備	
消火設備	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	泡消火設備																										
	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備																										
警報設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報知設備	非常警報設備（非常ベル・サイレン・放送設備）																										
避難設備	避難器具（避難はしご・救助袋・緩降機・その他）	誘導灯	消火活動上必要な施設	消防用水	排煙設備																										
	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	無線通信補助設備																											

表紙を裏表印刷して、添付書類を付けてください。

1部作製してください。

指定確認検査機関に確認申請書を申請するときに1部を添えてください。

添付書類は下記のとおりです。

- ・ 委任状（写し可）、普通階・無窓階算定書、建具リスト、仕上げ表、付近見取図、建物配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図及び消防用設備等の設計図書を予防課まで提出してください。

お知らせ

計画変更の場合

上記のとおり添付書類を付けてください。

変更前と変更後の書類を付けてください。（変更が無い図面除く。）

消防用設備について、所轄消防署に既に着工届出書を提出しており、消防用設備等の設計図書を省略することができる場合があります。

- ・ 危険物施設のある場合は、着工前に許可申請手続を行ってください。（消防法第11条）